限定承認公告

本籍愛知県豊橋市野依町字中瀬古八〇番地
一、最後の住所愛知県春日井市南花長町三番地六　大和荘二号　被相続人　亡　岡本　敏彦
右被相続人は平成二十一年七月十日死亡し、その相続人は平成二十一年十月五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十月九日
愛知県岡崎市仁木町字年重五五番地二
限定承認者　岡本　能和

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人朝霧道の会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月九日
静岡県富士宮市猪之頭一九二七番地の二五
無限責任中間法人朝霧道の会
代表社員　橋本　正義

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人エイチディピーに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月九日
愛知県北名古屋市鹿田南浦屋敷六七八番地
レインボー師勝五〇五号
無限責任中間法人エイチディピー
代表社員　山口　研

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年十月一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人西桑津護持会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月九日
兵庫県伊丹市桑津二丁目三番三〇号
無限責任中間法人西桑津護持会
代表社員　高谷彦三郎

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月二十五日の総社員の同意により、名称を平塚小池一般社団法人に変更して、通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。
この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月九日
香川県高松市木太町五〇八四番地五
平塚小池無限責任中間法人
代表社員　岩井　利博

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十一年九月二十九日開催の通常総会において、出資一口の金額を三万円から一万円に減少することを決議しました。
なお、現在の組合員には出資一口当たり、新たに出資三口を割り当てるため、出資金額は変わりません。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
また、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。
以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。
平成二十一年十月九日
埼玉県さいたま市岩槻区本町五丁目六番四四号
いわつきポイントカード事業協同組合
理事長　田中　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億五千九百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号八十頁に掲載されています。
平成二十一年十月九日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
MGケイアイアール特定目的会社
取締役　紅林　優光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号九十一頁に掲載されています。
平成二十一年十月九日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
MGパーム特定目的会社
取締役　宇野　重樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億六千七百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号九十三頁に掲載されています。
平成二十一年十月九日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
MGホエール特定目的会社
取締役　宇野　重樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億九千二百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号七十九頁に掲載されています。
平成二十一年十月九日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
MGケイアイアール特定目的会社
取締役　紅林　優光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十一年四月二十一日付官報の号外第八十五号八十頁に掲載されています。
平成二十一年十月九日
東京都港区赤坂八丁目四番一四号
MGホエール目黒特定目的会社
取締役　宇野　重樹

訂正公告

平成二十一年九月十六日（号外第一九九号）掲載の資本金の額の減少公告及び第七十一期決算公告（枠組）中、資本金の額「七千五百万円減少し一千万円とする」とあるは「七千五百万円減少し一千万三千二百七十円とする」、効力発生日「平成二十一年十月二十五日」とあるは「平成二十一年十一月十日」に訂正します。
なお、この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十一年十月九日
神戸市中央区雲井通四丁目一番三号
株式会社山田工務店
代表取締役　山田　俊治

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十一年九月二十五日（号外第二百三号）公布財務省令第六十二号（関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一下		一四	第九十三条及び第九十三条並びに	
〃		一五	第百四十四条の規定	第百四十四条及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月九日付第二一七号一九

二ページ●同日付政府調達第一八六号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料　別（配）